

県北都市計画道路3・1・102号松川北矢野目線(一般国道13号福島西道路南伸)
環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 道路のルートや構造、工事計画等の事業内容について、できるだけ具体的に示すこと。
- (2) 環境保全措置については、周辺環境や事業の進捗状況により柔軟に対応するようにし、最新の知見や技術を導入等することにより、環境への影響が回避低減されるよう配慮すること。
- (3) 事業の内容を変更する必要が生じた場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。
- (4) 環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、速やかに地元住民及び関係市に報告するとともに、専門家の指導及び助言を得ながら適切な対策を実施すること。

2 具体的事項について

(1) 騒音について

環境保全措置として実施する事項について、その効果の妥当性や構造等をできるだけ具体的に示すこと。

また、事後調査を行い、その結果については積極的に公表するとともに、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応についても具体的に示すこと。

(2) 動物について

盛土区間に設置を計画している横断構造物等について具体的に示すこと。

また、稀少種等については、繁殖期に配慮した施工等の環境保全措置について具体的に示すこと。

3 その他

- (1) 上記1及び2の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。
- (2) 環境影響評価書の作成にあたっては、上記の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。